

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第13条	解任命令	生活衛生課

1 法第13条に基づき、食鳥処理業者に対し食鳥処理衛生管理者の解任を命ずる場合の審査基準は次のとおり。

食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとして保健所長が認めること。

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (2) 法第12条第2項に規定する職務を怠ったとき。
- (3) 法第15条第7項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかったとき。（ここでいう厚生労働省令で定める基準とは、法施行規則第28条に規定される確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法を指す。）

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。